

瀬戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会「サイクリングしまなみ 2022」
希望出展ブース 出展要領

1. 主催及び共催

主催：サイクリングしまなみ 2022 実行委員会

共催：協議中

2. イベント概要

今治会場 今治市街地（芝っち広場、キハラパーキング） ※前日受付会場・フィニッシュ会場
令和4年10月29日（土） 11：00～17：30（前日受付 約3,700名想定）
令和4年10月30日（日） 9：30～17：30（フィニッシュ会場 約4,700名）

尾道会場 しまなみ交流館 ※前日受付会場
令和4年10月29日（土） 13：00～17：30（前日受付 約1,800名想定）
尾道市役所 ※フィニッシュ会場
令和4年10月30日（日） 10：15～16：00（フィニッシュ会場 約1,800名）
※尾道会場については、前日受付会場とフィニッシュ会場が異なります。

3. ブースの種類

- ① 協賛企業ブース
- ② 自転車関連ブース
- ③ 自治体関連ブース（観光PR・物販・飲食）
- ④ 郷土芸能等によるステージイベント
- ⑤ その他（大会の趣旨に合致する商品・サービスであるもの）

4. 出展内容

飲食（酒類不可）、自社製品、自社取扱商品、技術、サービスのPR・展示・販売・商談等、各ブースで1種類以上をご準備いただき、出展していただきます。

※下記に該当するものは出展できません。

- ① 法律に違反するもの。
- ② 公序良俗に反する業務内容、PR活動、商品などの販売。
- ③ 商標・著作権など許可なく無断で使用するもの。
- ④ 内外の国家、民族など尊厳を傷つける恐れのあるもの。
- ⑤ 政治的または宗教的勧誘のもの。
- ⑥ 著しい臭気・振動・騒音などを発するもの、また薬物・火薬・発火物・爆発物・火器類など危険なもの。
- ⑦ 来場者の個人情報の収集を目的とするもの。
- ⑧ キャッチセールス、押し売りなど来場者を不快にさせるもの。
- ⑨ 指定暴力団の構成員及び準構成員それらに準ずるものによる出展。
- ⑩ その他、主催者側が不適切と判断するもの。

※開催日時前後に準備・搬入、後片付けがあります。

5. 募集小間数 (予定)

【内訳】

(単位：小間数)

区 分	今治市街地 (29・30日)	しまなみ交流館 (29日)	尾道市役所 (30日)
協賛企業ブース	50	12	8
自転車関連ブース			
自治体関連ブース			
その他(大会の趣旨に 合致する商品・サービス であるもの)			

6. 出展料金・小間仕様

- ① 料金：1小間 ￥30,000－ (税込)

※備品の追加分についても有料となります。

※2日間又はどちらか1日のみの出展でも、1小間 ￥30,000－ (税込) となります。

- ② 仕様：パイプテント1/2張 (バックヤード含む 正面2,700mm×奥行3,600mm)

- ③ 備品(1小間につき)：テーブル(2台)(W1,800mm×D450mm×H700mm程度)、パイプ椅子(4脚)
ブース看板1枚(W1,800mm×D150mm)、電気(1,500W(单相100V)2個口コンセント1セット、希望者のみ)

※電源容量に限界がある為、過度な電気使用はお断りします。タコ足配線厳禁。

- ④ 別料金でのオプション発注につきましては、下記費用(税別)になります。

テーブル1台 ￥2,000－ ・パイプ椅子1脚 ￥500－

電気(1,500W(单相100V)2個口コンセント1セットのみ) ￥10,000－

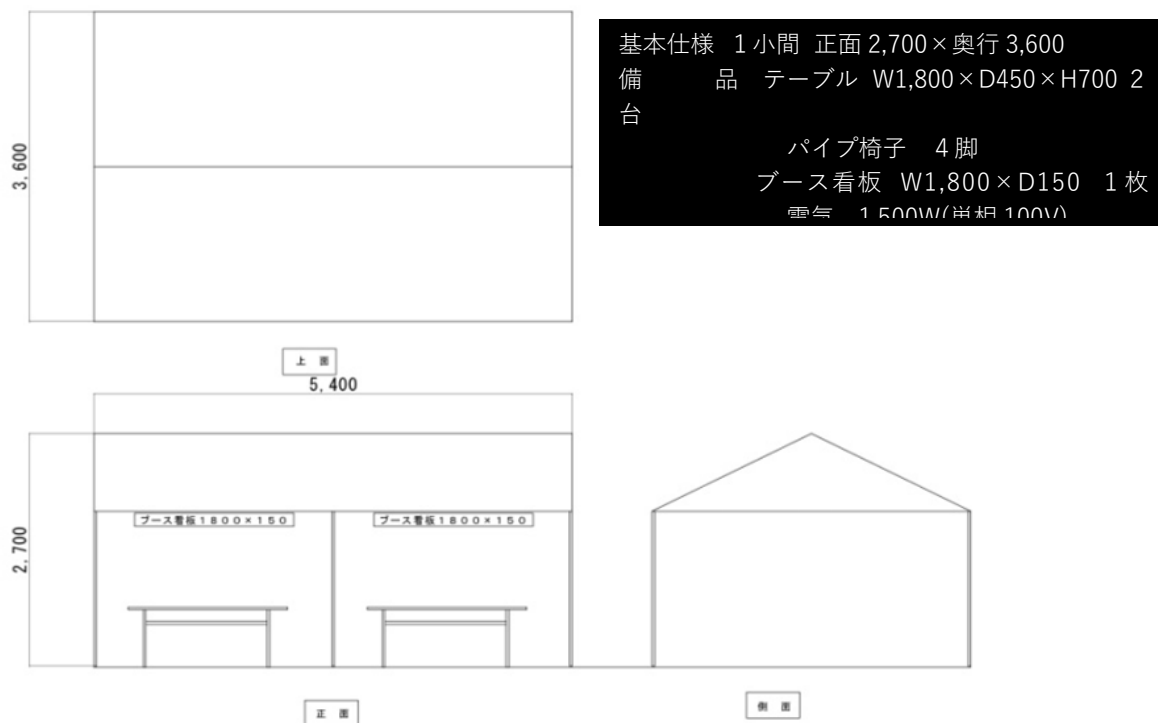
給排水は、共同給排水設備を配置します。その他、器具・設備など別途有料にて受け賜ります。

- ⑤ 主催者において共有の食事・休憩スペースを別途設けるため、テント内の専用食事スペースは設けません。
また、主催者側が指定した出展スペース以外での出展及び物販はできません。

[留意事項]

- ・ 出展決定後の小間配置については、業種のバランス等を考慮して決定します。
- ・ ブース決定に際しては、協賛企業、自転車関連ブース及び自治体関連ブースを優先させていただきます。お申込みいただいた場合であっても出展をお断りする場合がありますので、ご了承願います。
- ・ 出展における営業補償は一切致しません。

●ブースイメージ



7. 出展申込

① 申込方法

所定のブース出展申込用紙に必要事項を記入し、E-mail、郵送、FAX または直接下記②へお申し込みください。

② 申込先

サイクリングしまなみ 2022 実行委員会 今治現地本部 (愛媛県今治支局総務県民室)

〒794-8502 愛媛県今治市旭町1丁目4-9

TEL 0898-23-2500 (内 382) FAX 0898-24-1586 (担当: 馬越、福山)

E-mail ima-soumu@pref.ehime.lg.jp

③ 申込期限

令和4年6月30日(木) 必着

④ オプション備品の手配・相談に関して

出展者決定後、③の申込期限以降に、大会運営受託業者から、出展マニュアルを送付させていただきます。

7. その他（注意事項等）

- ① 荒天、天災、地変、新型コロナウイルス感染症の蔓延、その他の不可抗力による事業中止（不測の事故や災害等で出展不可能になった場合）の場合、出展者の損害につきましては一切責任を負いません。
- ② 出展申込者は自団体のテントスペースの一部または全部を有償無償に関わらず第三者または他の出展者に転貸、譲渡、交換、業務委託など「いわゆる名義貸し」はできません。
- ③ 出展者は店舗の撤去に際しては出展前の現状に回復する義務があります。芝生を焦がす等の事態があった場合には、出展者がその損害を填補する義務を負います。
- ④ 主催者は管理者としての注意を持って会場全般の管理に努めますが、出展物等の管理は出展者が責任を負う事とし、主催者は出展物の盗難・紛失・火災・損傷などの損害に対して保証の責任を負いません。
- ⑤ 主催者が指定する搬入搬出時間以外の車輛進入・搬入は一切できません。
（搬入・準備時間）10月28日夕方、10月29日早朝又は10月30日早朝を予定
（搬出・撤去日時）10月29日夕方、10月30日夕方を予定
※詳細な時間は出展者決定後、出展マニュアルにて指定する。
- ⑥ 搬入・搬出を含め、10月29日及び30日の2日間は出展者様の駐車場を一団体一台限り確保する予定です。10月28日については駐車場の確保が難しいことから周辺の有料駐車場を利用していただく場合があることを予めご容赦ください。なお、10月29日及び30日についても、無料駐車場を確保できない場合があるため、その場合は周辺の有料駐車場を利用していただく場合があることを予めご容赦ください。
- ⑦ 駐車場の利用をご希望の方は許可証を発行致しますので、許可証をご持参の上、御参加ください。なお、主催者が発行する許可証の無い車に関しては駐車できません。
- ⑧ ブース出展場所付近まで車輛での乗り入れは可能ですが（時速10km以下）、常時駐車することはできません。荷物の積み下ろしが終われば速やかに駐車場まで退去してください。
- ⑨ 主催者が不適切と判断した出展者については、その時期にかかわらず改善を求め、場合によっては出展を中止する場合があります。出展を中止された場合には、主催者は、出展者の損害につきまして一切責任を負いません。
- ⑩ 出展者は主催者が今後定める出展マニュアルに記載された新型コロナウイルス感染症対策を実施すること。
(例) 必要に応じて検温の実施の告知、こまめな手指消毒の徹底、ブース内の人員制限の可能性、来場者と接触する際のアクリルパネル（シート）の準備、飲食物の個包装、サンプリング実施の可否 など
- ⑪ 今後の新型コロナウイルスの感染の状況等により、飲食等の出展を不可とするなど変更する場合があります。出展を不可とするなど変更となった場合でも、主催者は、出展者の損害につきまして一切責任を負いません。
- ⑫ 出展者は故意過失にかかわらず、テント等貸出を受けたものに対し、故障などの損害を与えた場合には、その損害を保証する義務を負います。
- ⑬ 出展者は出展周辺を常に清潔に保ち、出展に関連するゴミは自らが処理し、放置してはいけません。
- ⑭ 出展者は必ず価格を表示しなければいけません。
- ⑮ 主催者は本イベントから暴力団を排除するため、警察に出展者の情報を提供する場合があります。
- ⑯ 出展者は本イベントの成功のため、イベントの運営に全面的に協力しなければいけません。また、主催者は大会運営のため、いただいた個人情報を使用する場合があります。

※また、次の場合は出展許可を取り消す場合があります。

- ア 出展目的・内容等の変更に関して事前にお申し出のない場合
- イ 出展要領に違反している場合、また主催者が使用上諸般の危険が予想されるとみなした場合
- ウ 偽りの申請、その他不正手段により出展許可を受けた事実が明らかとなった場合
- エ 使用の権利を譲渡・転貸した場合
- オ その他、管理設営上支障をきたす、または不適當、不適切と認められた場合
- カ 用途目的に反した場合